

# 海外遠征承認申請について

関係規定・・・基本規定 134 条[海外における競技]

## 第 134 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

## 注意事項及び作成要領

- ① 海外遠征に出発する日の前々月の25日までに書式1により、長野県サッカー協会に提出してください。
- ② 添付書類  
申請時;
  - ・ 当該チームの申請書
  - ・ 参加者名簿（選手団責任者、役員、選手名記入のこと）
  - ・ 日程（案）
  - ・ 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状

遠征終了後;

日本協会より提出の要望があった場合;

- ・ 遠征報告書

- ③申請料 5,000 円+消費税を下記口座にチーム名でお振込みください。

**八十二銀行 松本営業部 普通 1178297 一般社団法人長野県サッカー協会**

- ④日本サッカー協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、基本規定 120 条により処分の対象となりますのでご注意ください。

- ⑤ 日本サッカー協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。

本件問い合わせ先(書類提出先)

一般社団法人長野県サッカー協会 事務局

〒390-8565 松本市深志 2 丁目 6-9 LON BLDG. 3F

T E L :0263-87-8565(平日 10:00~16:00) F A X :0263-87-8587

E-mail:info@nagano-fa.or.jp

※メール送信される場合は、必ずお電話にてご一報ください。

以上